

居宅介護支援重要事項説明書

(令和6年12月1日現在)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 047-460-1203 (午前8時30分～午後5時30分)

担当 高木 康宏 ご不明な点は、なんでもおたずねください

2. 居宅介護支援センターさわやか苑の概要

(1) 居宅介護支援の指定事業者番号およびサービス提供地域

事業者名	居宅介護支援センターさわやか苑
所在地	千葉県船橋市米ヶ崎町 691 番地 1
介護保険指定事業者番号	居宅介護支援 (千葉県 1270900564 号)
サービスを提供する地域	船橋市

(2) 事業所の職員体制 ※職員の配置については、指定基準を順守しています。

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護支援専門員	1名	0名	ケアマネジメント業務等	1名
介護支援専門員	介護福祉士 1名以上	1名以上	1名以上	ケアマネジメント業務等	1名以上
強化型在支相談員	主任介護支援専門員	1名	0名	ケアマネジメント5件	1名

(3) 営業時間

平日・土・・祭日	午前8時30分 ～ 午後5時30分
----------	-------------------

*上記営業時間以外は併設特別養護老人ホーム宿直者にて対応します。通常は連絡ノートに記載し、翌日の営業時にて対応します。緊急時は管理者に連絡をします。

*営業をしない日：12月30日～1月3日

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 指定居宅介護支援事業所一覧より、居宅サービス計画の作成事業所を選びます。
- ② 事業所に連絡し契約内容等を聞き、納得の上、居宅サービス計画作成の依頼に同意します。
- ③ 選んだ事業所を記入した、「居宅サービス計画作成依頼届出書」を市町村の介護保険窓口に提出します。※ 届出書の提出は、居宅介護支援事業所に依頼することができます。又は、郵送で直接、介護保険担当課へ提出していただいてもかまいません。
- ④ 市町村の介護保険担当課より事業所の記載された「介護保険被保険者証」が郵送されます。
- ⑤ 「介護保険被保険者証」を、選んだ事業所に提出し、正式に「介護サービス計画」の作成を依頼します。※ その際、利用者と事業所で契約書を取り交わしていただきます。
- ⑥ 依頼された事業所の介護支援専門員が適切な方法（課題分析等）により、利用者の方が現に抱える問題点を明らかにし、利用者の方やご家族のご希望を取り入れた「介護サービス計画」を作成しご利用者の方に提示します。これを確認の上、同意していただきます。

なお、「介護サービス計画」の作成にあたっては、ご自分で作成することもできます。

その際は、市町村の介護保険担当課窓口にお訪ねください。

- ⑦ ご利用の方には、「介護サービス計画」を作成した事業所より、介護サービス計画に基づいた「サービス利用票」を作成します。
- ⑧ 「介護保険被保険者証」と「サービス利用票」を利用予定のサービス事業所に提示することにより、サービスが受けられます。

4. 利用料金

(1) 種類

① 利用料

要介護を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

* 保険料の滞納等により、法定代理受理ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日居住地の市町村の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

要介護 1・2		11,772円
要介護 3・4・5		15,295円
加算区分	金額/月	算定要件
初回加算	3,252円	新規の場合等
特定事業所加算(Ⅰ)	5,626円	主任介護支援専門員の配置をはじめとし、法定の算定要件を全てを満たしている場合
特定事業所加算(Ⅱ)	4,564円	主任介護支援専門員の配置をはじめとし、法定の算定要件を全てを満たしている場合
特定事業所加算(Ⅲ)	3,501円	主任介護支援専門員の配置をはじめとし、法定の算定要件を全てを満たしている場合
特定事業所加算(Ⅳ)	1,236円	介護支援専門員の配置をはじめとし、法定の算定要件を全てを満たしている場合
特定事業所医療介護連携加算	1,355円	特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定しており、法定の算定要件を全て満たしている場合
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,710円	利用者が病院又は診療所に入院してから三日以内に、当該病院又は診療所に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している場合
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,168円	利用者が病院又は診療所に入院してから四日以上七日以内に、当該病院又は診療所に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している場合
退院退所加算(Ⅰ)イ	4,878円	病院、診療所、介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により一回受けている場合
退院退所加算(Ⅰ)ロ	6,504円	病院、診療所、介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより一回受けている場合
退院退所加算(Ⅱ)イ	6,504円	病院、診療所、介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により二回以上受けている場合
退院退所加算(Ⅱ)ロ	8,130円	病院、診療所、介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を二回以上受けており、うち一回以上はカンファレンスによる場合
退院退所加算(Ⅲ)	9,756円	病院、診療所、介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を三回以上受けており、うち一回以上はカンファレンスによる場合
通院時情報連携加算	542円	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合。
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,168円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
ターミナルケアマネジメント加算	4,336円	在宅で死亡した利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る)に対してその死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上訪問して主治医等に対し情報を提供した場合

※各加算については該当する場合のみの加算となります。

② 交通費 前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、通常の事業の実施地域を越えてから片道おおむね1.0kmごとに100円を徴収します。

③ 解約料 お客さまのご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階でサービス利用票に利用者確認同意後解約した場合	要介護1・2	5,886円
	要介護3・4・5	7,647円
契約後、居宅サービス計画の作成段階でサービス利用票に利用者確認同意後に解約した場合	要介護1・2	11,772円
	要介護3・4・5	15,295円
千葉県国民健康保険団体連合会への給付管理表の提出が終了後に解約した場合	料金は一切かかりません	

(2) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月20日までに前月分の請求をいたしますので、月末日までにお支払いください。

お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払方法は、銀行振込又は現金集金（事務所窓口にて）としますのでご契約の際にお選びください。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。

② 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

③ 利用者またはその家族等が、故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合に、理由を示した文書で

通知することにより直ちに契約を解除することができます。

- ④ 事業者は、利用者またはその家族等からのハラスメント行為（怒鳴る、刃物を向ける、威圧的な態度で文句を言い続ける、職員側に落ち度がないのに謝罪を要求する、威嚇する、職員を誹謗する、理不尽なサービスの要求等の精神的暴力、物を投げる、蹴る、叩く等の身体的暴力、抱きしめる、体を触る、卑猥な言動をする等の性的暴力）等において、利用者またはその家族との信頼関係の構築ができないような行為が発生し、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合に、理由を示した文書で通知することにより直ちに契約を解除することができます。
- ⑤ 自動終了 以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)、要支援1・2と認定された場合
 - * この場合、条件を変更して再度契約することができます。
 - ・ 利用者の都合もしくは入院等によりサービス利用が3ヵ月以上無い場合
 - ・ 事業所の管轄外の市区町村に転居された場合
 - ・ 利用者が死亡した場合

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 事業所の介護支援専門員は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが総合的、効率的に提供されるよう援助を行う。
- ② 事業にあたって、関係市町村、または、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、その他の者との連携に努め、常に利用者の立場にたって利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業所に偏ることのないよう努めるものとします。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

居宅サービス計画の作成にあたり、利用者の方の状況把握のため、以下の課題分析（アセスメント）の手法を用いて状態を把握させていただきます。

(3) サービス利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出下さい
調査(課題把握)の方法	○	MDS-HC 居宅サービス計画ガイドライン
介護支援専門員への研修の実施	○	年1回実施しています
契約後、居宅サービス計画の作成段階	○	前記4の(1)③参照

途中でお客様の都合により解約した場合の解約料		
その他		

7. サービス内容に関する苦情

① 当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

電話番号： 047-460-1203

担当部署： 居宅介護支援センターさわやか苑 管理者 氏名 高木 康宏

② その他

当事業所以外に、市町村・千葉県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

連絡先：船橋市 介護保険課

電話 047-436-2306

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課

電話 043-254-7404

8. 当社の概要

名 称： 社会福祉法人 聖進會

代表者役職・ 理事長 中沢 裕貴

所 在 地・ 船橋市米ヶ崎町691番地1

電話番号 047-460-1200

定款の目的に定めた事業

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1 特別養護老人ホーム さわやか苑 | 2 老人短期入所事業 (さわやか苑) |
| 3 通所介護事業 (さわやか苑) | 4 在宅介護支援センター (さわやか苑) |

営業所数等

居宅介護支援

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人 聖進會
所在地 船橋市米ヶ崎町691番地1
名称 居宅介護支援センター さわやか苑

説明者 氏名_____印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者
住所_____

氏名_____印
(代理人)
住所_____

氏名_____印